

選挙管理委員会告示第 8 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条第 1 項【条例の制定又は改廃の請求】、第 75 条第 1 項【監査の請求】及び市町村の合併の特例等に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）第 4 条第 1 項、第 5 条第 1 項【合併協議会設置の請求】の規定による選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数は 554、

地方自治法第 76 条第 1 項【町議会の解散の請求】、第 80 条第 1 項【町議会議員の解職の請求】、第 81 条第 1 項【町長の解職の請求】、第 86 条第 1 項【副町長、選挙管理委員、監査委員の解職請求】及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 8 条第 1 項【教育委員会の教育長又は委員の解職請求】の規定による選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数は 9,233、

市町村の合併の特例等に関する法律第 4 条第 11 項【合併協議会設置協議についての投票の請求】の規定による選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数は 4,617 である。

令和 7 年 7 月 3 日

太子町選挙管理委員会委員長 武 田 紀 彦